ルール委員会規則

(目 的)

第1条 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟(以下「連盟」という)ルール委員会は「デュプリケートブリッジの規則」(和文及び英文の規則を合わせて、以下「『ルール』」という)及びコントラクトブリッジ競技会の運営に関わる諸規則と規定について国内における最終的な解釈を行うと共に、『ルール』の第93条C項に規定される上告の最終審理機関として活動することを目的とする。

(活動)

- 第2条 前条の目的を遂行するため、ルール委員会は次の活動を行う。
 - (1) 必要な規則及び規定の解釈を行い、これを関係委員会、ディレクター及びプレイヤーに通知・公表すること。
 - (2) WBF 及び APBF の規則と規定の内、連盟でも適用すべきものを選定し、施行すること。
 - (3) 連盟主催及び公認競技会でディレクターの裁定に対してなされた上告の内、上告委員会の裁定に更に上告が申し立てられた場合、これを審議して裁定を下すこと。ただし、次のいずれかに該当しなければルール委員会は上告を受け付けない。
 - ① 規則及び規定の適用または解釈に重大な誤りがあると思われるとき
 - ② 上告委員会の事実判断に重大な誤りがあると思われるとき
 - (4) 『ルール』改訂版の草案、『ルール』解釈、その他関連事項について、WBF 及び APBF 等のしかるべき委員会または担当者と連絡を取り、その所見を尋ねること及び連盟の所見を伝える等の、情報交換を必要に応じて行うこと。
 - (5) WBF 作成の『ルール』の和訳を行い、またはその監修をすること。

(構成と定数)

第3条 委員会の委員長は理事会が指名し、委員長を含め3名以上5名以内の委員で構成する。

(委員の選出)

第4条 委員は、ブリッジ関係の規則と規定に知識を持つ会員または会友の中から委員長が推薦 し、理事会の承認を経て任命する。

(委員の任期)

第5条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員の報酬)

第6条 委員は、すべて無報酬とするが、交通費は実費を支給する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は委員長が必要と認めたとき及び上告の審理など必要に応じて随時開催する。な お委員長が必要と認めた時は電子メールによる持ち回り会議にて開催することもできる。

(議長)

第8条 委員会の議長は委員長が務める。委員長不在の場合は出席委員が互選で議長を指名する。

(定足数と議決)

第9条 委員会は3名以上の委員の出席(うち1名は委員長でもよい)がなければ議決することはできない。なお委任状の提出をもって出席に代えることはできない。

(議決)

第10条 委員会の議決(持ち回り会議での議決を含む)は全員一致を原則とする。ただし、全員 の同意が得られない場合は出席者の過半数の賛成で成立するが、少数意見も併記しなけれ ばならない。

(議事録)

第11条 委員会の審議及び決議事項については議事録を作成し、速やかに理事会に報告すると共 に、必要な事項について関係委員会、ディレクター、会員及び会友に告知する。ただし持 ち回り会議の決議事項は、委員長が緊急性がないと認めた場合には次回会議の議事録に記 すことができる。

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は理事会が行う。

変更履歴

2001年1月17日制定

2006年6月2日改定

2007年4月27日改定

2012年9月28日改定

2017年4月記述・体裁変更(規則類整備にともなう用語の統一、段落・フォントの変更)